

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、12番、柳岡稔君、2番、松岡のり子さんの2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、議会書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、議案第1号 農用法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページをご覧ください。

番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は、大字新井字桃泉、番地は3404の1番地、地目は登記簿、宅地、現況、畑、面積につきましては、522.39平米でございます。2筆目の農地の所在は同じく新井字桃泉3405の1、地目は登記簿、山林、現況、畑、面積につきましては、400平米でございます。3筆目の農地の所在は同じく大字新井字桃泉3406の3、地目は登記簿、現況ともに畑でございます。農振区分は農用外、面積につきましては、786平米となっております。合計面積でございます。3筆の合計で1,708.39平米でございます。権利種別は3条有償移転、内容は売買でございます。

譲渡人は村内の方で、職業は農業、譲受人は同じく村内の方で、農業兼会社員となっております。

次に、譲渡理由でございます。譲受人は多角的に営農しております農業経営拡大の

ため、申請地を譲り受けて、野菜作りをしたく申請します。また、譲渡人は十分に耕作できず、農地の管理にとどまっておりました。このたび、譲受人より申出がありましたので、応じることといたしました、というものでございます。受入世帯の稼働人員につきましては、1人中1人でございます。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調書でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1番について、事務局長の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

地元委員として、若干の補足説明というか、このことについて、説明いたしたいと思います。現地調書、確認調書の3ページですかね、ご覧ください。

その中に、西隣、宅地でございますが、この名義人が変わっておりますが、この譲り受けられる人も宅地でございます。現状の申請地は、西、南とも、この譲受人の土地でございます。北に関しては、道路を挟んで、一部狭い宅地がございますけども、また、その東側の宅地に至る経路っていうんですかね、出入口につきましては、これは、隣の方と話し合いの下に、自由に使っているというようなお話ができておると聞いております。

私としては問題がないので、許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり、許可相当といたします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について、説明申し上げます。議案書は3ページをご覧ください。現地確認調書は5ページからとなっております。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字堂塚、地番は1853の3、地目は登記簿、現況ともに畑、農振区分は農用外でございます。面積は294平米、利用権につきましては、使用貸借でございます。貸付人の方は新井の方で、職業は農業、借受人の方も、新井の方で、職業は農業でございます。転用目的につきましては一般住宅、宿舍、物置及び通路用地、施設等につきましては、一般住宅26.49平米、宿舍39.74平米、物置23.18平米及び通路となっております。

転用理由につきましては、借受人は父の健康上の理由もあり、周辺の整理作業を進める中で、住宅地への接道、住宅が建っている土地が農地転用がされていないことに気づき、このたび是正したく申請しますというものでございます。

また、貸付人は農地法の手続をせず、大変申し訳ありませんでしたとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、追認案件でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいま、議案第2号、1番の案件については、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干周辺状況等について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、申請地につきましては、県道新井線後藤接骨の東側を約500メートルほど南に入って左折をしたところで、私の家の隣の家というような形の場所でございます。

現地調書の5ページに位置の図、内容については、記載がされておりますので、ご確認を願いたいと思っております。

現地調書、7ページをちょっと、お開き願いたいと思っております。現在、先ほど事務局長の説明があったとおり、農地転用を行わずに、既に、建物が建っておることと、屋敷に入る馬入れが接続されており、農地以外というような形で、使用されておることとであります。

特に、豚舎並びに物置については、施設も古く、いつ頃建てられたのかも、ちょっと、私も小さいころからもあったというような記憶もあるんですけども、一番南側の借受人の人の趣味の部屋というようなことで、建てたのがちょっと最近ということで、

いろいろな問題があるということで、事務局のほうに、始末書等の提出もしていただいたというようなことでございます。

東側、南側は村道、また、北側については、申請者の自宅、それと、西側については、今回宅地転用する分筆した農地がそのまま残っておるということで、約半分ほど、294平米を転用するというようなことでございます。

申請地、ここに農地区分が1種とあるんですけども、ちょっと、調べてみると、3種農地というようなことで、確認がとれておりますので、1種でなくて、3種農地、用途地域というようなことになっておりますので、始末書等も提出されたということで私といたしましては、許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり、許可相当といたします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号2について、説明申し上げます。

番号2、図面番号2、現地確認調書につきましては、8ページをご覧ください。

農地の所在につきましては、大字広馬場字八幡下2495の2、地目は登記簿、現況ともに畑、農振区分は農用外、面積につきましては、580平米、権利関係につきましては、所有権移転売買、譲渡人は東京都府中市の方で、職業は無職、譲受人の方は高崎市の方で、職業は不動産業でございます。

転用目的は建て売り分譲住宅用地、施設等につきましては、建て売り住宅55.01平米でございます。

転用理由につきましては、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおります。申請地は日当たりもよく、近隣市内へのアクセスがよい土地であるため、建て売り分譲用地として、利用したく申請しますというものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み、

農用地区分1種農地でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。2号議案、2について、事務局長の説明のとおりであります。若干補足させていただきます。現地確認調書8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。

下水については、9ページにあります村道がちょうど申請地の左側でございます。そこにつなぎ込みをいたします。雨水については、敷地内の浸透処理でございます。ここは住宅地の一角でありますので、私としては、許可相当と思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり、許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について、説明申し上げます。

番号3、図面番号3、現地確認調書につきましては、11ページをご覧ください。

1筆目の農地の所在につきましては、大字広馬場字宮室乙542番地、地目は登記簿、山林、現況、畑、面積につきましては、251平米でございます。

2筆目は、同じく大字広馬場字宮室541の1番地でございます。地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては、197平米でございます。

合計面積は448平米でございます。

権利関係につきましては、賃貸借、譲渡人は、高崎市の方で職業は会社員でございます。譲受人の方は広馬場の方で職業は会社員でございます。

転用目的は一般住宅用地でございます。

転用理由につきましては、借受人は現在両親と同居暮らしをしております。実家か

ら近くの空き家を借りて居宅したく貸付人に相談したところ、快諾が得られましたので、申請しますというものでございます。

また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農用地区分2種農地、隣接市には既存の住宅がございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員、金井です。

事務局長の説明のとおりです。

申請地は、聖宮神社の東200メートルぐらいのところですが、庭が狭いので、駐車場と家庭菜園として利用したいそうです。周りは住宅街です。私としては、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり、許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 令和3年度榛東村農政施策に関する意見書についてを事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書4ページをご覧ください。

議案第3号 令和3年度榛東村農政施策に関する意見書について、説明申し上げます。

令和3年度榛東村農政施策に関する意見書の決定について、意見を求める。

令和2年10月9日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、三沢書記から説明をさせていただきます。

議長 それでは三沢書記、説明を求めます。

三沢書記 それでは、議案書5ページをお開きください。

令和3年度榛東村農政施策に関する意見書、こちら、過日、役員会で話をさせていただきました内容の訂正したものを上げさせていただきます。

榛東村の農業の状況について、榛東村の農業を取り巻く状況は非常に厳しく、農地利用や後継者不足など、岐路に立たされている。

農業委員会のみでこの状況を打開することは難しいため、議会、行政が連携し、今後の農業施策に取り組むことを要望したい。

榛東村は中山間地域に位置しており、国や、県が目指す大規模農業の在り方には地形的に当てはまらない部分がある。中山間地域の実情を踏まえ、その農地の在り方に即した農業者支援を行うこと、ブランド化の促進について、榛東村農業委員会では、農産物等のブランド化に向けた取組を行っている。今後、講習会、生産者との意見を交わせる場を設けることや、活動に向けた予算の措置を要請したい。

また、農業委員会のみならず、関係機関と連携し、今までにない、柔軟な発案が出る形態が望まれる。

新規就農者支援について。

新規就農者に対して、就農支援にとどまらず、その後の定着、発展段階までをサポートする支援体制の確立、また、技術支援や、資金支援を行うJAや農林大学校、農業指導センター等の関係機関と役割分担の下、連携して、新規就農支援を行うこと、認定農業者支援について、改正農業委員会法においても、農業委員の過半は原則認定農業者から選任など、今後も認定農業者が農業の中核的な担い手であると位置づけ、認定農業者に対する経営支援及び法人化に向けた支援を行うこと、また、人・農地プランにおいて、中心経営体として位置づけられているものが認定農業者になっていない場合には、認定農業者が受けられる支援措置を紹介するなどして、認定を受けるよう勧めること、人・農地プランの実質化について、担い手への農地利用の集積、集約化を推進するために、関係機関と連携し、アンケート結果を基に、地域での話し合いの場を設けること、農地の活用促進対策について、遊休農地発生の本格的な原因が農業の収益性の低下による担い手不足にあることから、農家の生産支援のみならず、流通、販売対策も視野に入れた総合的な対策を講じること、地産地消や6次産業化、グリーンツーリズム等の取組を検討すること。

鳥獣害対策の拡充について、農村周辺環境の変化によって、鳥獣による被害が増加し、農業生産に与える影響が拡大している。駆除対策や、助成等を行っているが、対

策の強化、拡充を要請したい。特に、相馬原演習場内において、イノシシ等の野生動物が生息していると見受けられるため、対策の強化を要請したい。

経営所得安定対策について。

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を下回ってる作物を対象に、農業経営の安定と国内生産力の確保を目的に、実施しているところであり、今後も作物の価格安定と農地の利用増進に向けた対策を国へ要請されたい。

多面的機能支払交付金について。

農業生産関連施設の維持管理に効果のある制度のため、幅広く活用してもらえよう、制度の周知、手続や事務簡素化を国へ要請されたい。

畜産農家に対するヘルパー制度の充実、強化について。

畜産経営農家は、余暇が取りづらい状況にあり、後継者の就農意欲の減退が懸念されている。そうした状況を改善するため、ヘルパー制度の公的助成の充実を要請したい。

新型コロナウイルスにおける農業者への支援について。

昨今、新型コロナウイルスによる影響は、商工業者だけでなく、農業者にも影響が出ている。期間産業が農業である榛東村において、農業者への支援が離農抑制にもつながることから、関係機関と協力の下、農業者への支援を要請したい。

こちらの意見を今後、農業委員会から、村長宛に提出を予定しております。

今申しあげました内容につきまして、改善したほうが良いような内容、これに載っていないもので、追加してほしい内容がありましたら、ご意見をお願いいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

榛東村農政施策に関する意見書についてということでございまして、農業委員会は農地法の適正な運営と、本村の農業振興対策に精励しているところでございますということで、令和3年度の榛東村農業政策に関して、意見をいたしますということでございませけれども、先ほど三沢書記のほうから、政策についての各項目についての説明があったわけなんですけれども、これについて、村からの回答っていうのは、なされるんでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 今回、5ページ、6ページということで、項目的には11項目ございます。

昨年度も意見書を提出をいただきまして、その施策について、ちょっと、確認をさせていただきたいと思います。お待ちください。

昨年度の意見書については、意見書を提出いただきまして、その結果についてのご報告等を行われていないということでございます。中には予算等の措置に反映されているものもあるかと思えます。

なお、令和3年度の榛東村の予算化につきましては、10月末から予算の、3年度予算について、各事務担当課のほうで、予算審議等の資料を作成することとなっておりますので、その中に、意見書に基づく予算等の措置が必要なもの等については、取り込むものについて、検討をさせていただき、入り切ればと考えております。

以上です。

議長　　長　　そういうことだそうです。

推進委員、7番小川君。

小川委員　毎年意見書は農業委員会として提出はされているんですけども、なかなか回答っていうんですかね、なされていないということだと思えるんですけども、こういう項目についての、特に、回答というのは、なされないということなんでしょうかね。今後の予算なり、事業計画の中に、こういった取り組んだ項目を入れていくというそういうことになるということなんでしょうか。

議長　　長　　事務局。

事務局長　昨年度までの経過では、意見書の結果について、報告はされていないというお話をちょっと、前任担当等に確認してないんで、申し訳ないんですが、本年度につきまして、3年度の予算要求の中の意見として、また、農業委員会から村に対しての意見書ということでございますので、その内容については、真摯に受け止めさせていただきまして、予算措置、また、対応等について、いつのということではちょっと、お話できませんが、予算については、3月の議会が承認されるまでは予算が確定は出ませんので、その間に予算要求等の措置が必要なものについては、鋭意努力をさせていただき、また、予算化せずに、進捗対応できるものについては、その対応についておつなぎをさせていただければと思います。

以上です。

議長　　長　　いいですか。ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員　8番、農業委員の松下です。

今、事務局長が答弁というか、答えられるように、結局これは、なぜ、採用されたかどうかというのはやっぱり、予算化されるかということですよ。先ほどの話。

12区で、この鳥獣害対策に関しては、12区のほうでは、地元12区では一応、このことについて予算化されたということで、電気柵を設けて、そのままの後の、境界電気柵を設けて、やっております。これは大変効果あります。そうですね、今、毎月というか、地元にも、猟友会の人があるので、ちょっと、意見交換というか、イノシシ、今、どんな具合だって、月に一、二回は話をするようにしているんですけども、その中でも、相馬原から出てくるのは少なくなったと、それが、上を回って、北のほうへ回っている、白川のほうとか、そういうことがありますので、その北の方面の人、実際そこで害があるのか、ないのか、ちょっと、周りの人に聞いてもらいたい。私、地元、自分の職業柄、山のほうに、出かけることがありますね。山村地域というか、そこではやっぱり、電気さくがずっと居住地の周りを回っているんですね。

イノシシ等、シカ等が入らないように、人間を保護してます。人間の居住地を。そんなことでありますので、現状では、相馬原との隣接部分しか今、電気さくがないので、それを、やっぱり、山に隣接するほう、そちらがどうしても、イノシシが出てきたりしますので、そういうところの対策等、そういう対策の拡充とかの項目に当たると思うんですよね。

そういうことで、今、予算化してもらったり、あとはやっぱり、このいろんなブランド化についても、それは本当に、やる気があるのかというとおかしいんですけど、私たちは、村の予算に対して、決定権はないんですよね。やっぱりこういう意見を言うだけで終わってしまうと思うんですよ。それは、その意見を聞いてくれたかどうかというのは予算化されたどうかが一番分かりやすいと思うんですよね。

その辺がやっぱり、榛東村そのものがこの地元の基幹産業である農業をどう捉えているか、その決定権は議員さん等にあると思うんですけども、そういう方がやっぱり、どれほど、真剣にやっていただけるか、そこにかかっていると思うんですよね。

そういうことをお願いしながら、話を終わりたいと思いますけども、よろしく願いします。

議長 どうもありがとうございました。

ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

この農業政策において、ここへブランド化の推進となっているわけでございます。今、先ほども申し上げられたように、この22期の農業委員さんになっているから、ブランド推進員というものは村、農業委員会から、入ってきたわけでございます。

それにおいて、農業委員でブランド推進員となっているんだけど、何をやっていいのか、この5月から全然ストップしたまま、7月に村会議員と話し合いをして、基幹産業である農業、このことを粒付きにでも、話し合いでも、するんかと思ったら、

あのときには7月の初めです。7、8、9、10、10月の下旬、もう4か月もたっても、この話合いが持てないという、村会議員は何やっているのか、1回、みんな、話合いに溶け込んだ、突っ込んだ話合いをして、どんな気持ちでいるんだか、よく聞いてもらいたいと思うんだ。

我々に推進員というの、与えられて、じゃあ、何をしたいのか、これが全然分からないだろう。何の目標もない、何のあれもないじゃどうにしてもねえなんだべ。

ブランド推進員で、つけられた皆さん、何も今度は、目標も何もないんだから、何もできないがね。

こういったものを早急にしてもらわなければ、農業委員として、ブランド推進員の方々は何もすることがなくなっちゃうわけでございますので、予算を早急につけてもらって、そういったブランド的な作物を作っている、借りを作っているにしろ、畜産物ですばらしい豚にしろ、牛にしろ、そういったところを視察して見なければ分からないし、榛東村のこの土壌でどういうものがやはり、果物に適しているのか、野菜に適しているのか、そういったものを分析してみなければこれからの農業をどうやっていいのかが分からないのが、現状だ。そういったことをよく話しながら、よく話しながら、これから進めていければなど、そんなふう思うんで、このブランド推進については、特に、これも、村長にも、みっちり言いたいと思っているし、皆さんからも、そういった意見を議員の皆さんに言って、一日も早く、そういったブランド推進の話が持てるよう、やっていければなど、そんなふう思うところでございます。

職務代理、何か、ありますか。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。ただいまのこの農政の施策ですが、いろんな、方法で発信する方法はあると思うんですね。今、やっているようなSNSとか、YouTubeとか、そういうものを使って、榛東村の農業というものを発信し、また、そういったところ、榛東の特産品を全国に発信、世界に発信することになると思うんですけども、そういった方法も1つの案じゃないかと思うので、そういうところも、検討して、いただければと思います。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

ほかに、何かありますか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。今の柳岡さんの意見にも類似するんですけども、やはり、この意見書なんですけども、最初に来ているのが、やっぱり、項目としては2番目のブランド化、新規就農者の支援ということで、最初に来ているので、重

点項目だと思います。それで、いろんなこの2つの項目につきまして、アプローチがあると思うんですけども、やはり、大事なのは、今、職務代理、柳岡さんに言われたように、情報の発信、もう一つは、人の動きをいろんな形で機会を多くするということが大事だと思いますので、この意見書には最初に来ているブランド化と、新規就農者の支援につきましては、いろんな方面から意見を出していただいて、直接農業には関係ないと思われることでも、人の動きがあれば、何かしらの考えが出てきますので、そういうことを考えて皆さんと取り組めていけたらなと思います。

以上です。

議長 長 ありがとうございます。

ほかに何か意見ございますか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

ブランド化の話がちょっと進みましたので、ちょっと、そこで、一言というか、先週でしたかね、農業新聞か何かで赤城ブランドという記事が載ってましたよね。その地域でその地域はこれだという特産物ではなくて、その地域でできた、品質保証されたものをブランド化で認めていこうじゃないかというような記事が載ってましたよね。

榛東なんかでも、やっぱりちょっと、そういう意味では、農業生産規模も小さいですし、一つ一つ、その、でも、その中で頑張っている人がいる。責任を持って、その生産物というんですかね、品物を作られている人がいる。

そのことを一つずつ、これが榛東のブランドなんだと、そんなような形での進んでいくのかな、なんて思いながら、その記事を読ませていただきました。大きく、大規模にやるのも、いいでしょうけども、なかなか、それには財力も伴うし、ですから、いろんな多方面から、できることから、手を付けていければな、なんて思っておりますよね。

そのようなところで、情報交換がしていければと思います。よろしくお願いします。

議長 長 どうもありがとうございます。

女性の農業委員の十河さん、何かありますか。女性の農業委員、一応、どういう意見、今回から、榛東村にも女性の農業委員が入ってきたんだから、女性の農業委員の意見を聞きながら。男が考えているのと、また、女性が考えているのは、違うから。

十河委員 最近、私は、ブランド推進化に選ばれているんですけども、実際、どうしたらいいかも何も分からないんですけども、委員会とか、議員さんとかで話をしているだけというより、やっぱり、当事者というか、生産をする人とかも、そういう青

年部の人とかも、交えて何か話を進めていったほうが現実味があるんじゃないかなと思います。

十河委員 上の、実際に携わらない人がやり方とか決めても、何を作ろうとか、決めても、それを実際作る人が交えなければ、話は進まないんじゃないかなと思うんですけども。

以上です。

議 長 萩原さん。

萩原委員 私も、やはり、生産者からの意見を聞いて、それと、農家の人也大分、狭い範囲になっちゃっているんで、その、だから、今、やっている人を中心にして、それから、6次産業というんじゃないけど、加工食品のほうにも、ちょっと、目を入れてもらえたらいいのかなと思っています。

議 長 松岡委員さん。

松岡委員 松岡です。

私も松下さんの意見に賛成で、この間、誰だっただろう。ちょっと、名前忘れちゃったんですけども、女性の方で、加工食品を作ってる人がいるんですけども、その人から、たくあん漬けをいただいたんですね。その人の、今、たくあん漬けっていうのは、余りあれですよ、作っている人がいなくて、今の時期にあるっていうことは、大したもんだなって、そう思ったんですけども、そこに、旦那さんが亡くなって、1人で頑張っているんですね。だから、私としては、そういうふうに頑張っている人をうんと応援したくなるんです。だから、何て言うんだろう、一生懸命やっている人に対して、それだけに農業委員としていろいろ、手を差し伸べてあげられたら本当にいいと思っています。

だから、例えば、物産館みたいなもの、作って、そこに、個人個人で、私はこれだけのものを作ってますというのを、こういうふうに、見せて、皆さんに、何て言うの、頑張ってますじゃないけれども、応援していただけたら、いいんじゃないかなって、そう思います。

ちょっと、話がまとまらなくて、申し訳ないんですけども、本当に、頑張っている人を応援してもらいたいです。以上です。

議 長 ありがとうございます。

そのたくあん作っている人っていうのは、多く作っているの。

松岡委員 でも、大根だとか、野菜だとか、そういうのをいっぱい、旦那さんがいるときは結構作ってます。でも、今、トラクター乗れなかったんで、女の人ですね。だから、そういうのを考えると、やっぱりそういう人を何とかしてあげたいなって、そ

う思います。

議 長 貴重な意見、ありがとうございました。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

では、議案第3号については、これで締めたいと思います。

これ、決定するのか。

事務局長 この内容でよろしければ、提出日を。

議 長 この内容でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、原案のとおり、決定することとします。

賛成の方の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。議案第3号 令和3年度榛東村農政施策に関する意見書については、原案のとおり決定することとします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会